

令和2年1月10日

特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者機構日本

代表理事 佐々木 幸孝 殿

学校法人昭和大学

理事長 小口 勝司

回答書

貴機構よりいただきました令和元年12月12日付「再度のお問合せ」につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

問1. 「第三者委員会からのご提言に従った救済策」とは、具体的にはどのような救済策であったのか、とりわけ、当機構の申入れである2浪以上の浪人生への入学検定料相当額の損害賠償金の支払いがなされたのか。

回答1. 追加合格の措置が必要な33名の方に対して、入学の意思を確認し3名の方が入学を希望され、平成31年4月にご入学されました。入学されなかつた方に対しましては、入学検定料を返還いたしました。

2浪以上の浪人生である志願者（合格者を除く）への入学検定料相当額の損害賠償金につきましては、お支払いしておりません。

問2. 「第三者委員会からのご提言に従い、個々に対応している」とは、具体的にはどのような対応であるのか、とりわけ、当機構の要請である慰謝料、逸失利益の補償がなされたのか。

回答2. 個々の対応の内容につきましては、回答を差し控えさせていただきます。

以上